

## 日立グループ社員のみなさまへ

行楽の秋、食欲の秋、読書の秋、スポーツの秋… だんだんと涼しく、過ごしやすくなってきて、 せっかくだからお出かけしたり、新しいことを始めてみたり、 色々と活動する方も多いのではないでしょうか。

慣れないことをしてケガをしてしまったり、事故に遭ってしまったとき、 保険金請求を忘れてしまう方、そもそも請求できるのか分からず先延ばしに してしまう方がいらっしゃるようです。

そこで今回は、「○○の秋」にちなんで、 『ケガの保険』で請求できる可能性のある事例をご紹介したいと思います!

## ♦◇ 行楽の秋 ◇◆

- ◆登山中、紅葉に見とれていたら崖から落ちて足を骨折してしまった。
- ⇒入院・通院の保障で備えられます。 入院をしなくても、通院のみでも保障されます。
- ◆旅行先で誤ってカメラを落としてしまった。
- ⇒携行品損害の補償特約でカメラの修理に備えられます。 ケガの保険以外にも旅行保険、火災保険などにも携行品損害の補償を付帯できます。 ※メガネや携帯電話は補償の対象外です。

## ◎○ 食欲の秋 ○◎

- ◎料理をしていて不注意でやけどをしてしまった。
- ⇒入院・通院の保障で備えられます。 軽いやけどで、2,3回の通院でも保障されます。
- ◎さんまを食べて、骨がのどに刺さったままになってしまい病院へ行った。
- ⇒通院の保障で備えられます。

□■ スポーツの秋 ■□

- ■子どもが野球をしていて他人の家の窓ガラスを割ってしまった。
- ⇒相手への賠償金を、特約等の賠償補償で備えられます。
- ■子どもの運動会で親子種目に出場したら、足を挫いてしまった。
- ⇒通院の保障で備えられます。

病気やケガをしたとき、請求できるかどうか自己判断ではなく、 まずは一度お問い合わせください!

また、日立のグループ保険は、上記のようなさまざまな事故に備えられるよう、 いくつかの種類の保険を組み合わせることができます。

日立グループのメリットもいろいろあるので、保険に入っていない人は是非この機会に加入の検討を、 入っている人も現在の加入内容を確認して、安心して充実した秋を過ごしませんか!!

その他にも気になることがございましたら、お気軽にお問い合わせください!!!

※上記の例はあくまでも一例であり、必ずしもすべての場合に適用されるものではございません。また、保険 金をお支払できるかどうかは加入内容や状況等をお伺いしたうえで、最終的に保険会社が判断します。

団体扱保険お見積りキャンペーン終了間近!!!10/31(木)まで!

火災保険・自動車保険お見積りキャンペーンへの応募はお済みですか?

日立保険サービス以外で加入されている火災保険・自動車保険をお見積りいただいた方、 新たに火災保険・自動車保険の加入を検討するためにお見積りいただいた方の中から抽選で、

豪華日立家電をプレゼント!!!

保険に入っている人も、これから入る人も、

お見積りするだけでキャンペーンに応募いただけますので、

お早めのご連絡、お待ちしております!!

◎キャンペーン詳細はこちら

https://www.hitachi-hoken.co.jp/car\_cp/index.html

お問い合わせ先(WEB サイトよりお問い合わせいただくか、最寄りの日立保険サービスにご連絡ください。)

日立保険サービス WEB サイト: https://www.hitachi-hoken.co.jp/index.html

日立保険サービス拠点一覧: https://www.hitachi-hoken.co.jp/company/domestic.html

HIS19-09-155(2020.9.30)(B)